

意見書第5号

看護職員等の確保と有料職業紹介事業の適正化に関する意見書

医療機関の運営は、物価高騰等による経営困難に加え、長引く人手不足により深刻な状況にある。この間、看護職員等を採用するために有料職業紹介事業者を活用する動きが広がっている。しかしながら、有料職業紹介事業者の紹介手数料は高額であるケースが多く、医療機関の経営を圧迫している。

日本医師会・四病院団体協議会からも、医療機関の経営状況は一段とひっ迫しており、とりわけ有料職業紹介事業者に係る過大な紹介手数料は経営悪化に拍車をかけ、医療機関の持続性を揺るがしかねないほど大きな負担となっているとして政府への上限規制の要望が出されている。手数料の実態として、都内の病院を対象とした東京都病院協会の調査報告では、令和4年度の看護師の場合の平均手数料は20.1%、平均手数料額159.8万円と報告されている。

有料職業紹介事業者を利用する理由で最も多いのは、人材確保が困難なためやむを得ないためである。厚生労働省の医療経済実態調査報告によると手数料が前年度比で増加傾向であると報告されている。

また、紹介事業者による短期離職を意図的に誘発する行為や求人情報の囲い込み、虚偽広告など倫理的な問題行為等について、規制を求める声も出されている。

よって、奈良県議会は国会及び政府に対して、次の事項を実現するように強く要請する。

- 1 人材紹介会社が設定する看護職員等に係る手数料の透明化と情報開示義務を強化するとともに悪質事業者への取り締まりを強化すること。
- 2 公共職業安定所の人材確保事業を強化すること。
- 3 医療機関が長期的に必要な看護職員等を確保できるように診療報酬の引き上げ等の対策を進め、処遇改善をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月2日

奈良県議会議長 乾 浩之

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
内閣官房長官 殿
厚生労働大臣 殿